

## 平成 26 年第 1 回定例会(3 月)議決結果

第 1 回定例会が平成 26 年 3 月 5 日から 19 日までの 15 日間の会期で開催されました。条例、新年度予算など 45 議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【条例】

#### ●競艇収益まちづくり基金条例の制定

過疎指定の終了を見据えて、モーターボート競走事業の収益金を原資に、将来にわたり福祉分野や教育分野において、持続可能なまちづくりのために設置するものです。

平成 26 年度以降、新規に町単独事業として実施する実施計画事業や施設整備計画事業の経費に充てるとき、また 26 年度以降、新規に公共施設整備事業費の財源とした町債の償還財源に充てるときに処分することができるという内容です。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町福祉行政基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定

基金残高が少額になったこと及び新規に創設する競艇収益まちづくり基金により、同様の対応ができるため廃止します。

(可決 満場一致)

#### ●地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の制定

町立芦屋中央病院を地方独立行政法人に移行することに伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき、評価委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。

(可決 賛成多数)

#### ●芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

#### ●芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

#### ●芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

平成 26 年 10 月から、小学 4 年生から 6 年生までの入院外も無料とする町独自の制度拡大を行うために条例を改正するものです。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

平成 22 年 12 月から実施している 55 歳を超える特定職員に対する給与の 1.5%の減額措置を平成 26 年 3 月末日で廃止するものです。

(可決 満場一致)

●**芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定**

医師の処遇改善について、平成 27 年度に発足予定である地方独立行政法人のもとで抜本的な見直しを行うようにしていますが、常勤医師の離職及び確保の対策が喫緊の課題のため、平成 26 年度から医師の研究手当を増額するものです。

(可決 満場一致)

●**芦屋町洞山整備基金条例を廃止する条例の制定**

基金を「洞山崩落防止実施設計委託」に充当することにより、25 年度で基金がなくなるため、条例を廃止します。なお、今後の洞山の整備事業は、福岡県の治山事業として崩落防止工事を進めて行きます。

(可決 満場一致)

●**芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定**

過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の規定の適用を受けることができる事業者についても、固定資産税の課税免除の奨励措置を行うことができることを規定するものです。このことにより、同法の規定を受ける事業者の課税免除に伴う町の減収分は、国の減収補填制度により 75%が普通交付税で補填されます。

また、条例において事業所の基準として引用していた日本標準産業分類が廃止され、平成 26 年 4 月 1 日から新たなものが施行されるため、統計法を引用した規定に改めます。

(可決 賛成多数)

●**芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定**

●**芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定**

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、使用料等を変更するものです。

(可決 賛成多数)

●**芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定**

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、下水道使用料に消費税を適切に転嫁するため、必要な事項を定めるものです。

また、下水道接続後に使用者が不正な排水設備等の変更による下水道使用料の不正未払いを防止するため、あわせて必要な事項を定めるものです。

(可決 賛成多数)

●**芦屋町社会教育委員設置条例及び芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定**

国の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、社会教育法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日に施行され

ます。

これにより、社会教育法に規定されていた社会教育委員の委嘱基準が削除され、当該委嘱基準が文部科学省令で定める基準を参酌して、各地方公共団体の条例で定めることになるため芦屋町社会教育委員設置条例において、必要な事項を定めるものです。

また、この文部科学省令で定める基準は、公民館運営審議会委員にも適用されるので芦屋町公民館設置及び管理条例においても必要な事項を定めるものです。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町男女共同参画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定

企画政策課が所掌している「男女共同参画の推進に関する事務」を生涯学習課に移管するため、関係する条例の一部を改正するものです。

男女共同参画に関する事務については、人権・同和教育の啓発や家庭教育の推進などと関連性が深いため、社会教育の一環として推進していくことが効率的なので移管するものです。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定

平成 26 年 4 月 1 日から新たに「健康・子ども課」を設置することに伴い、学童クラブの業務を生涯学習課から健康・子ども課に移管するため、関係する条例の一部を改正するものです。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町議会の議決すべき事件に関する条例の制定

芦屋町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止に関する事項を議決事項にするための条例の制定です。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町議会議事規則の一部を改正する規則の制定

本会議や委員会において、出席を求められた者は、議員の質問等の内容の確認をする場合に限り、議長や委員長の許可を得て、議員に対して反問することができる「町長等の反問」を追加するものです。

また、請願書の記載事項等において、「請願者が氏名を記載し、押印しなければならない」ものを、「請願者が署名または記名押印」に改めるものです。

(可決 満場一致)

#### ●芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

平成 26 年 4 月 1 日に「健康・子ども課」が新設されることにより、民生文教常任委員会の所管に「健康・子ども課」を加えるものです。

また、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の自動設置をしないよう、第 7 条を削除す

るものです。「委員会傍聴規定」を策定したため第 17 条の「傍聴の取扱い」に「委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める」と加えるものです。

(可決 満場一致)

## 【予算】

### ●平成 25 年度芦屋町一般会計補正予算(第 5 号)

歳入歳出それぞれ 7 億 1400 万円の増額補正を行うものです。

**歳入**＝ モーターボート競走事業収入 4 億円及び福祉行政基金繰入金 1 億 5,500 万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金 7,200 万円を増額計上したほか、職員退職基金繰入金 9,500 万円を計上しています。

また、国の 24 年度補正予算に伴う事業の財源として、地域の元気臨時交付金 5,600 万円や国の 25 年度補正予算に伴う事業の財源として、社会資本整備総合交付金 1,700 万円や学校施設環境改善交付金 1,800 万円、補正予算債 7,600 万円を措置しています。

**歳出**＝ 減債基金 2 億円や競艇収益まちづくり基金 2 億円への積立のほか、福祉行政基金の廃止及び職員給与削減に伴う財政調整基金への積立金 3,100 万円を増額計上しています。

また、国保会計繰出金 4,600 万円や病院事業会計 3 条負担金 2,400 万円を増額措置したほか、年度末の所要額確定による不要額を減額しています。

なお、国の 25 年度補正予算に伴う事業として、橋梁長寿命命化工事及び山鹿小学校トイレ改修工事を計上すると同時に繰越名許の措置をしています。

(可決 満場一致)

### ●平成 25 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

### ●平成 25 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

### ●平成 25 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第 2 号)

### ●平成 25 年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算(第 2 号)

### ●平成 25 年度芦屋町病院事業会計補正予算(第 3 号)

### ●平成 25 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)

年度内の所要見込額確定による最終補正です。

(可決 満場一致)

### ●平成 25 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第 2 号)

### ●平成 25 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第 2 号)

年度内の所要見込額確定による最終補正です。

(可決 賛成多数)

**●平成 26 年度芦屋町一般会計予算**

予算総額 72 億 7,300 万円 前年度比 24.8%増。

**歳入**＝ 町税が前年度とほぼ同額の 12 億円、地方交付税が前年度比 1,000 万円減の 19 億 5,000 万円措置したほか、消費税増税に伴う地方消費税交付金を 4,000 万円増の 1 億 6,900 万円を計上しております。この増額分の使途は、就学前乳幼児医療費助成及び、国保会計その他繰出金に充当する予定です。

また、臨時福祉給付金給付事業 9,100 万円や社会資本整備総合交付金 7,200 万円、防衛施設周辺対策事業補助金 6,000 万円などの国庫支出金を措置したほか、モーターボート競走事業会計からは、収益事業収入として前年度比 4 億円増の 6 億円を計上しております。

なお、町債につきましては、給食センター建設事業や緑ヶ丘保育所改修事業、公共下水道事業など大幅な事業費増に対応するため、過疎債 8 億 2,500 万円をはじめ臨時財政対策債 2 億 2,500 万円を含め、約 12 億円の借入を予定しています。

歳入歳出の収支では、不足財源が前年度比で約 1 億 800 万円増の 3 億 5,700 万円となっています。

**歳出**＝ 総務費関係では、競艇事業収入 6 億円のうち、2 億円ずつを減債基金と競艇収益まちづくり基金へ積立てるほか、臨時福祉給付金 8,200 万円や町民会館外部改修工事 3,000 万円、27 年 4 月に予定されている統一地方選挙に係る経費 460 万円などを計上しています。

また、定住化促進事業として、新たに芦屋町定住促進奨励金 470 万円や中古住宅の解体・新築による定住促進助成金 200 万円を措置しています。

民生・衛生費関係では、児童手当 2 億 4,100 万円や障害福祉サービス給付費 1 億 9,200 万円を計上したほか、介護保険 2 億 1,300 万円や後期高齢者医療関係の負担金 1 億 4,700 万円を措置しています。また、緑ヶ丘保育所内部改修工事や同保育所及び、子育て支援センターの指定管理料を計上しています。

農林水産・商工費関係では、柏原漁港海岸保全区域老朽化対策計画実施設計委託のほか、9 年ぶりに再開する砂像イベントに伴い、実行委員会補助金 1,400 万円を措置しています。

土木費では、橋梁長寿命化事業を継続するとともに、高浜町歩道橋耐震化工事や粟屋・糠塚線道路改良工事実施設計委託、緑ヶ丘団地四棟エレベーター設置工事などを計上しています。

消防費では、緊急防災・減災事業債事業として、第三分団車庫建替工事 4,500 万円を計上しています。

教育費では、給食センター建設事業に伴う繰出金 4 億 7,100 万円を計上したほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、芦屋中学校校舎の防水工事を措置しています。また、県補助事業として、芦屋中学校と総合体育館に太陽光発

電設備設置のための実施設計委託を計上しています。

なお、教育 I C T への取り組みを推進するため、学校情報教育導入事業計画作成業務委託を措置したほか、引き続き、芦屋型小中一貫教育・連携事業や学力向上のためのイブニングスタディ経費などを計上しています。

債務負担行為として、給食センター繰出金等を措置しています。

(可決 賛成多数)

#### ●平成 26 年度芦屋町国民健康保険特別会計予算

予算総額 18 億 4,900 万円 前年度比 0.9%増

歳入＝国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金など

歳出＝保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金など

(可決 満場一致)

#### ●平成 26 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算

予算総額 2 億 300 万円 前年度比 5.9%増

歳入＝後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金など

歳出＝後期高齢者医療広域連合納付金など

(可決 賛成多数)

#### ●平成 26 年度芦屋町国民宿舎特別会計予算

予算総額 1 億 900 万円 前年度比 39.2%減

歳入＝指定管理者からの納入金、一般会計からの繰入金など

歳出＝施設の当初建設に係る起債償還金など

(可決 満場一致)

#### ●平成 26 年度芦屋町給食センター特別会計予算

予算総額 6 億 1,600 万円 前年度比 119.2%増

歳入＝給食費収入及び一般会計からの繰入金など

歳出＝給食センター新築事業費、給食事業費、給食賄材料費など

債務負担行為として、給食センター建設工事に係る経費を措置しています。

(可決 賛成多数)

#### ●平成 26 年度芦屋町訪問看護特別会計予算

予算総額 3,100 万円 前年度比 3.7%増

歳入＝事業収入、前年度繰越金など

歳出＝訪問看護を行う職員の人件費など

(可決 満場一致)

●平成 26 年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算

収益的収入 707 億 100 万円 前年度比 6.1%減

収益的支出 706 億 9,300 万円 前年度比 5.7%減

資本的支出 5 億 3,300 万円 前年度比 30.9%減

収益的収入＝開催収入、場外発売受託事業収入など

収益的支出＝開催費、場外発売受託事業費、宣伝広告費など

資本的支出＝企業債償還金など

(可決 賛成多数)

●平成 26 年度芦屋町病院事業会計予算

収益的収入 20 億 2,200 万円 前年度比 2.4%減

収益的支出 26 億 5,800 万円 前年度比 21.2%増

資本的収入 7,300 万円 前年度比 27.3%減

資本的支出 2 億 2,600 万円 前年度比 34%増

収益的収支＝入院診療収入、外来診療収入など

収益的支出＝人件費、材料費、委託費、減価償却費、地方公営企業法の改正に伴う退職引当金を特別損失としています

資本的収入＝医療機器購入のための企業債の借入など

資本的支出＝新病院建設に伴う設計等の委託料、医療機器購入費、起債の償還金など

(可決 賛成多数)

●平成 26 年度芦屋町公共下水道事業会計予算

収益的収入 6 億 4,700 万円 前年度比 41.9%増

収益的支出 6 億 8,500 万円 前年度比 36.8%増

資本的収入 5 億 1,600 万円 前年度比 238.7%増

資本的支出 7 億 700 万円 前年度比 107.8%増

収益的収入＝下水道使用料、一般会計補助金など

収益的支出＝浄化センターの維持管理費、減価償却費、企業債支払利息、人件費など

資本的収入＝国庫補助金、一般会計補助金、企業債など

前年度比の増加率が著しい理由は、地方公営企業法の改正に伴う、地方公営企業会計の基準見直しによるものです。

資本的支出＝機械・電気設備建設工事委託、西浜町ポンプ場他機械電気設備建設工事委託、企業債元金償還金など

(可決 賛成多数)

【意見書】

●要支援者への保険給付の継続を求める意見書

厚生労働省が社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で「要支援者」と認定

された高齢者を保険給付の対象から外し、「新しい地域支援事業」に移行する方針を示しました。要支援者を対象とした介護予防事業を進めることで、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができます。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生じます。よって、国に対し、要支援者への保険給付について、慎重に審議することを要望する意見書です。

(一部修正可決 満場一致)

## 【人 事】

### ●副町長の選任同意

平成 26 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、再度鶴原洋一氏の選任が提案されました。

氏 名 鶴原 洋一  
生年月日 昭和 25 年 1 月 9 日  
住 所 芦屋町山鹿

(同意 賛成多数)

### ●人権擁護委員の候補者の推薦

任期満了となるため、再度徳田徹氏が人権擁護委員候補者として推薦されました。

氏 名 徳田 徹  
生年月日 昭和 20 年 10 月 14 日  
住 所 芦屋町中ノ浜

(同意 満場一致)

## 【その他】

### ●町道の路線廃止

一部通行不能区間があるので路線を短縮するため、町道の塚ノ本 3 号線(大字芦屋月軒 158-3 番地から大字芦屋塚ノ本 565-1 番地)を廃止するものです。

(可決 満場一致)

### ●町道の路線認定

一部通行不能区間があったので路線を短縮し、再度町道の塚ノ本 3 号線(大字芦屋月軒 158-3 番地から大字芦屋塚ノ本 565-3 番地)を認定するものです。

(可決 満場一致)

### ●地方独立行政法人芦屋中央病院定款の制定

町立芦屋中央病院を地方独立行政法人へ移行するに当たり、地方独立行政法人法第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、法人の役員、組織、業務などの基本的事項について規定した定款を制定するものです。

(可決 賛成多数)

●特別委員会の設置を求める動議

妹川議員の一般質問における発言内容に事実と異なる部分があることから、発言の内容について真偽の調査を行うための特別委員会の設置を求める動議が提出されました。

特別委員会の名称:一般質問における発言内容の調査特別委員会

委員 数:各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長 合計7名

調査期間:調査結果が出るまでの期間

(可決 賛成多数)

●議会改革特別委員会報告

平成23年9月に「議会活性化のための改革事項」について、検討を行うために議会改革特別委員会を設置し、2年半にわたる調査、研究の結果、134項目を決定しました。中には、議会報告会、夜間・休日議会など今後も検討すべき課題として残りましたが、議会制度の原点に一度立ち返り検討することで、議会本来の姿を再確認することができました。(別添報告書参照)